

# 地方分権を促進するための 地方財政構造改革<sup>1</sup>

---

三位一体改革を中心に論ず

慶応義塾大学 大村達弥研究会

大島雅弘 木下真広 児島有  
西根啓介 松本昌樹

2005年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、大村達弥教授（慶応義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 要旨

本論文ではわが国が新しい時代にむけて発展するために、中央集権から地方分権へと国のあり方を転換することが不可欠であるという立場から、地方財政に関する政策提言を行う。

まず第一章において、現状分析として日本の地方自治制度の歩みと現在の地方財政に触れ、地方の権限の強化が図られてきたものの財源面においては依然として中央依存にある現状を示す。その上で政府による国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革を検証し、その結果税源移譲が地方の自主財源の充実には至っていない、国庫補助負担金の削減が数合わせに終わっている、地方交付税制度が抜本的な改革に至っていない、さらに地方債については触れられていないという様々な問題が明らかとなった。また第二章でわが国の制度と比較するため諸外国における地方税の現状についても触れる。

これらの現状分析を踏まえ、第三章以降では具体的な政策提言を行う。まず地方が自主的な行政を行えるようにするべく、所得税から住民税への税源移譲ならびに消費税と法人2税の全額交換を行い、国と地方の税源配分を歳出の割合と同じ3:2になるように地方税を拡充する。この政策により地域における受益と負担が明確化されるとともに安定した税収の確保が可能となり、効率的な資源配分が行われると考える。また話題になることの多い課税自主権についても触れる。次に第四章で財政における国の役割を明確にするため、国によるコントロールや非効率な行政につながる地方交付税・国庫補助負担金を廃止し、国が保障すべき最低限の行政サービスを対象としたナショナル・ミニマムのみ財源保障制度を提言する。最後に第五章で三位一体改革では触れられていない地方債の改革についても述べる。これらの地方財政構造改革により、地域内の受益と負担の関係に基づき住民のニーズが満たされる地方分権体制を確立することを目指す。

## 目次

### はじめに

## 第1章 日本の地方分権と地方財政

- 第1節 (1. 1) 日本の地方自治制度の変遷
- 第2節 (1. 2) 現在の地方財政と三位一体改革

## 第2章 地方税について

- 第1節 (2. 1) 主要税目の特徴
- 第2節 (2. 2) 諸外国との比較
- 第3節 (2. 3) 地方分権改革に向けて

## 第3章 地方税の拡充

- 第1節 (3. 1) 税源移譲
- 第2節 (3. 2) 課税自主権

## 第4章 新たな財源保障制度の導入

- 第1節 (4. 1) 財源保障と財政調整
- 第2節 (4. 2) ナショナル・ミニマムのみの財源保障制度

## 第5章 地方債の改革

- 第1節 (5. 1) 現状分析
- 第2節 (5. 2) 政策提言

## 参考文献・データ出典

# はじめに

この論文では中央集権による「ナショナル・スタンダード」の全国への適用から地方分権による地域住民のニーズの実現へと行政の運営方法を転換するための財政改革を提言する。

明治維新を経て日本が近代国家への道を進み、第二次大戦後は高度経済成長の中で欧米へのキャッチアップを日本全体が目指していた時代には国が画一的な行政を行い、地方がそれに従属するという形はある程度機能し日本の成長につながったと考えられる。しかしこれからの 21 世紀の時代には地方による地域のニーズに合った自主的な行政が行われる国の形に変えなくてはならない。そして地域間で競争を行い多彩で活力ある地域の構築を目指すべきである。国と地方の役割分担を明確にし、外交、防衛といった国の基本に関わる問題以外は出来るだけ地方に任せることが望ましい。福祉、医療、教育、文化といった生活関連の行政は住民に身近な地方が主体的に進めるべきである。

例えば教育に関して地方が地域の実情に応じた教員配置や学級編成、住民の声を取り入れ英語や IT に力を入れる独自の教育プログラムなどを行うことが良いと考える。

また街づくりのアイデアは国ではなく地方から生まれることがある。地方の発想をさらに生かせるような行政の形にすることが必要である。国が地方を縛り付けているのは地域の活力や意欲が沸くことを阻害してしまう。

さて、今述べたような地方自治を実現するためには地方が財源を確保出来なくてはならない。地方は自らの財源で財政運営を行い、国からの補助金に頼ることなく自己決定・自己責任のもとで行政を行うのが地方分権の姿である。現在のような地方交付税制度は国がその用途を特定する国庫補助負担金を含め国が地方をコントロールするためのものであり、国の意向による支出を地方が行う原因となっている。その一方で自ら財源確保に取り組むなどの地方の努力を削ぎ、モラル・ハザードを引き起こし非効率な行政を行うことにもつながっている可能性がある。このような制度は改めなくてはならない。

また自主財源に乏しく国からの財政移転に依存している状態は、その地域における受益と負担が結びつかないという結果をもたらしている。税源移譲や課税自主権の確立などにより地方が財源を確保できるようにしなければならない。地方分権では地方が財源的に自立し、地域住民の受益と負担が明確になることが必要である。地域住民に財政責任を課せば行政に対する監視の目が向かい財政規律が働くとともに、サービスの有無や内容の決定にも積極的に関わることになるからである。自ら稼ぎ、自己決定・自己責任の原則のもとで地方が自らの創意工夫によって運営していく、その結果効率的な資源配分を実現されることが地方分権のあるべき姿である。

# 第1章 日本の地方分権と地方財政

わが国の憲法は地方自治を保障しているが、実際の地方自治体は中央政府の強い影響の下に置かれ、地方分権を実現する具体的な改革は行われないうままになっていた。だが近年、わが国では地方分権とそれを支える地方財政の確立が声高に叫ばれるようになり、三位一体改革という形でその実現に向けた努力が行われている。しかし一口に地方分権といっても、その意味するところは多岐にわたり、よって、三位一体改革が目指す地方分権が真に望ましい地方分権であるかについては議論の余地がある。そこで以下では、日本の地方自治制度が辿ってきた道程と現在の三位一体改革について概観し、地方自治の理念と三位一体改革の問題点について考察する。

## 第1節 日本の地方自治制度の変遷

### 1 戦後の地方自治制度の理念

戦後日本の姿を規定した日本国憲法は、地方自治を制度として保障している。ここでいう「地方自治」とは、地方における政治と行政を、地域住民の意思に基づいて、国から独立した地方公共団体がその権限と責任において自主的に処理することである。

昭和 24 年にシャープ使節団が地方自治の充実のために勧告した「シャープ三原則」は、①各レベルの自治体の事務が明確に区別され、その遂行・財源について全責任を負うとする「行政責任明確化の原則」、②事務の割り当ては、その事務を最も能率的に実施できるレベルの自治体に担当させるとする「能率の原則」、③事務は実施可能の最低レベルの自治体に割り振られるとする「市町村優先の原則」からなり、当時の地方自治の理念を示している。

### 2 中央政府による地方自治体支配

戦後改革により、日本の地方自治制度は分権・分離の要素を取り込むことになったが、現実には、自治体行政に対する中央政府の指導・調整が強化される「新中央集権化現象」が自治体の発展を阻害していると言われてきた。新中央集権化とは、①産業の高度化・生活圏の拡大による広域行政の必要性、②福祉国家の理念に基づき、全国一律の基準で実施すべき地方的事務の増大による地方の行財政に対する国の調整の必要性、③過疎地域の行財政能力の不足などの要因により、中央政府への依存が強まることである。

国は、地方自治体が所管する行政サービスについて法令を制定し、その実施基準を通達などに定めて遵守を要求してきた。また、機関委任事務（自治体の長その他の執行機関が法律またはこれに基づく政令により国から委任され、国の仕事として実施することを義務付けられた事務）や国からの補助金支出が増加し、国の地方自治体に対する影響力が高まっていった。すなわち、実質的には地方自治体は行政事務面でも財政面でも中央政府の支配下にあり、地方自治の理念は実現することはなかったと言える。

### 3 地方分権の推進

これまで我が国では、地方分権を具体化する権限と事務の再分配や地方財政の抜本的な改革は、ほとんど実施されてこなかった。しかし、国・地方の財政危機や国民のニーズの多様化を背景に、近年地方分権をめぐる議論が高まり、1995年5月には、国と地方の役割分担を抜本的に見直し国の権限と財源を地方に移すことを目指して、地方分権推進法が成立・施行された。この流れに沿って、平成11年7月に、地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が成立し、平成12年4月にほぼ全てが施行された。同法による地方分権への試みは以下の通りである。

まず地方自治体の役割と国の配慮に関する規定を地方自治法に設け、国と地方自治体が分担すべき役割を明確化した。すなわち、国は、国際社会において国家としての存立にかかわる事務や全国的に統一して定めることが望ましい事務などを分担し、自治体は住民に身近な行政全般を分担すると規定された。

そして、従来から地方の自主性と創造性を阻害すると批判のあった機関委任事務が廃止され、従来の機関委任事務のうち五割強は自治事務となった。ただし、今後も国が執行に深い関わりを持たざるをえない事務は法定受託事務という形態に切り替えられた。さらに、中央政府は地方自治体が地域の特性に応じて的確にこれらの事務を処理することができるよう配慮すべきで、法律または政令によらなければ、その処理に関与や干渉することは許されない、と地方自治法に規定された。

また、法廷外目的税を創設し、法定外普通税新設における許可制を事前協議制に移行、2006年度から地方債発行についても許可制から事前協議制へ移行することが規定され、地方財源の拡充が図られた。

### 4 三位一体改革へ

上記のように、地方自治体の権限の強化と中央政府からの分離が実施され、地方分権は一步前進した。しかしながら、真に地方分権を実現しようとするならば、地方自治体はその行政事務を行う基盤となる財源もまた、中央政府に依存せずに地方自治体の裁量で決定・分配されなくてはならない。

そこで、補助金改革・地方交付税改革・税源移譲を含む税源配分の見直しという3つの改革を行い、国・地方を通じた行政のスリム化、地方分権の促進を目指す三位一体改革が提唱されている。その詳細については後述する

## 第2節 現在の地方財政と三位一体改革

平成17年度予算においては、国の一般会計の歳出が82.2兆円であるのに対して、地方財政計画歳出は83.8兆円と国の財政規模を上回る一方で、地方の財源不足は平成16年度においては7.8兆円に上り、地方の借入金残高は、平成16年度末で203兆円に達している。また、こうした財源不足の拡大により、地方交付税は国の一般会計歳出総額(16年度)の約2割を占め、国の財政構造改革の実現にむけて大きな問題となっている。

こうした現状下で、地方分権を支える持続可能な地方財政の実現には、地方歳出を見直して行政コストを削減し、地方が課税自主権を発揮して歳入を確保することで財源不足を解消し、健全かつ自立した地方行財政を実現するための改革を行うことが必要とされる。そこで、補助金改革・地方交付税改革・税源移譲を含む税源配分の見直しを一体として行う「三位一体改革」が進められている。以下では、現状を把握するため、現在の地方財政と三位一体改革について概観する。

## 1 現在の地方財政

現在の地方財政の姿を地方財政計画に沿って見ていく。地方財政計画とは、全地方公共団体の普通会計を 1 つとみなし、地方財政の歳入・歳出を一元的に示すものである。下記の地方の歳入・歳出項目と各項目の総額および割合は、平成 17 年度地方財政計画に基づく。なお、17 年度地方財政計画は、歳入・歳出規模で 83 兆 7687 億円である。

### (1) 歳入

#### ①地方税 (33 兆 3189 億円、歳入の 39.8%)

地方税は、地方公共団体が課税権の主体として賦課徴収する税である。地方税法で規定された税目(住民税、固定資産税など)、法定外普通税、法定外目的税がある。

かつては国からの通達によって地方税の賦課における地方公共団体の権限は拘束されていたが、分権改革によって通達は法的効力を失い、課税自主権は拡大されつつある。地方税は自主財源であるので、地方分権の実現には、国からの税源移譲や課税自主権の活用によって、歳入に占める地方税の割合を増やすことが求められる。

#### ②地方交付税 (16 兆 8979 億円、歳入の 20.2%)

応益原則から言えば、地方公共団体の行政に必要な財源は、その地域の住民が負担することが望ましい。だが、地方公共団体の自らの財源調達能力には地域格差が存在する。そのため国は地方交付税によって、税源の偏在からくる地方公共団体間の財政力格差を調整し、財政力の弱い自治体であっても一定の行政サービスを行うことができるよう必要な財源を保障している。

現行の地方交付税制度では、地方交付税法で定められた法定率分(所得税・法人税・酒税の 32%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%、なお法人税の交付税率については、恒久的な減税に伴う当分の間の措置として、35.8%となっている)が自治体に一般財源として配分される。配分基準は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を交付する方式(=普通交付税、総額の 94%)である。(他に災害など特別の需要に応じて特別交付金(総額の 6%)がある。)なお、平成 16 年度では、都道府県レベルでは東京都のみが、市町村レベルでは 133 団体が不交付団体であった。

地方交付税は、上記のように地方財政の調整・保障の役割を持つが、一方で地方自治体のコスト削減へのインセンティブを阻害し、効率的な地方財政の運営を妨げているという批判がある。

#### ③地方債 (12 兆 2619 億円(うち臨時財政対策債 3 兆 2231 億円)、歳入の 14.6%)

地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないが、新規の大規模事業や臨時的災害復旧事業などにおいては、当該年度に調達される歳入のみでは賄いきれない場合がある。また、当該年度に調達される歳入のみで経費を全て賄うと、世代間の公平の観点から不適當な場合もある。これらの場合については、地方債を発行し資金調達を行うことになる。現在、地方債の発行は許可制になっているが、地方分権の一環として平成 18 年度からは協議制へと移行することになっている。

このように地方債についても分権化の動きがある。しかし、地方税・地方交付税・国庫支出金が三位一体改革の名のもと明確に改革の対象として挙げられているのに対して、地方債は抜本的な改革が行われていないという批判もある。

#### ④国庫支出金 (11 兆 1967 億円、歳入の 13.4%)

国は地方公共団体に様々な名称で支出金を交付しているが、そのうち地方交付税など一般財源であるものを除く、用途を特定した支出金を国庫支出金という。

主管省庁がその交付を通じて地方公共団体の事務運営を規制するので、地方分権の観点からは望ましいとは言えないが、各省庁の利害対立などで改善・合理化はあまり進まない。

#### ⑤地方譲与税 (1 兆 8419 億円、歳入の 2.2%)

法律の目的・経緯に基づいて、徴税した国税を地方公共団体に譲与するものを地方譲与税という。現行の地方譲与税には、所得譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税の 6 つがある。

## ⑥ 地方特例交付金（1兆5180億円となり、歳入の1.8%）

平成11年度の恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため交付される減税補填特例交付金と、平成16年度および17年度における義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に伴い、財源移譲が行われるまでの間交付される税源移譲予定特例交付金の2つがある。

## （2） 歳出

## ① 一般行政経費（23兆1307億円、歳出の27.6%）

歳出総額から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費および公営企業繰越金として別途計上している経費を除いたものである。

## ② 給与関係経費（22兆7240億円、歳出の27.1%）

都道府県庁・市役所・町村役場の職員、警察官、消防職員、学校教職員等の給与である。

## ③ 公債費（13兆3803億円、歳出の16%）

地方債の元本返済と利払いに必要な経費である。

## ④ 投資的経費（19兆6761億円、歳出の23.5%）

道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本整備に要する経費である。

## ⑤ 公営企業繰越金（2兆8659億円、歳出の3.4%）

病院等の地方公営企業について、普通会計から公営企業会計に繰り越される経費である。

## 2 三位一体改革

## （1） 三位一体改革の背景

現在の日本は、国と地方の財政の悪化、地方分権の進展への対応、国と地方の財政関係の不均衡という問題を抱えている。そのため、国・地方の行政のスリム化、地方が真に住民のニーズに応えられる自主的・効率的な地方行財政の確立、地方における受益と負担の明確化などの実現が国政課題となった。

行政面では平成12年の地方分権一括法により機関委任事務が廃止されたことで分権は一步前進した。機関委任事務とは、地方公共団体の長その他の執行機関が国から委任され国の仕事として実施することを義務付けられた事務であり、都道府県ではその仕事の7～8割市町村では4割を占めていた。このため現行憲法の地方自治の概念にそぐわないと批判があり、平成11年に地方自治法が大改正され、翌12年に機関委任事務は廃止され、その業務の多くは地方自治体に移管され、地方自治体が自主的に実施する自治事務になった。

一方、財政面の分権の課題には、国と地方の税収と歳出のねじれ現象がある。税収における国：地方＝3：2に対し、歳出における国：地方＝2：3であるため、この格差を是正するために補助金や地方交付税が交付されている。しかし、これらは地方の歳出削減のインセンティブを阻害する、また地方の財政面での裁量が制限されるなどの問題点があった。そこで、補助金改革・地方交付税改革・税源移譲を含む税源配分の見直しを一体として行う「三位一体改革」が提唱されるに至った。

## （2） 三位一体改革の基本的考え方

## ① 補助金改革

補助金改革にあたっては、国が実施すべき事業と地方が実施すべき事業の区別、事業実施における効率的な仕組みの模索、不要・不急な事業の廃止・縮減などの観点から、個々の補助金ごとに検討していくことが重要であるとしている。

## ② 税源移譲

税源移譲は、廃止する補助金が対象とする事業の中で引き続き地方が実施する必要があるものについて行い、移譲に際しては、個別事業の見直しや補助金の性格などの考慮をしたうえで8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図って、その所要の全額を移譲するとされている。

### ③ 地方交付税改革

地方交付税の改革にあたっては、地方財政計画の歳出見直しによる総額の抑制、財源保障機能の見直し・縮小を進める。また真に必要な行政サービスの供給水準の実現のために国民的合意を図りつつ財政力格差を調整する。さらに国・地方を通じた歳出の削減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築などを図る。これによって早期に地方財源不足を解消し、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。地方交付税改革は、以上のことを柱に進められている。

#### (3) 改革の経緯（基本方針 2001～2003）

小泉内閣は、その発足以来、国と地方の財政関係の改革に取り組んできた。改革の基本方針については、毎年発表されている「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（以下「基本方針」）」に記されている。

小泉内閣発足の初年度に出された「基本方針 2001」では、地方交付税の改革が提起された。これは財務省主導による改革という印象を与えたため、総務省は、独自に地方財政改革についての試案を発表するなどして対抗した。

その結果、平成 14 年 6 月 25 日に閣議決定された「基本方針 2002」においては「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後 1 年以内を目途にとりまとめる」という三位一体改革の方針が示され、地方分権という視点が強化された。

これを受けて「基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）では、地方一般財源の割合の引き上げ、地方税の充実・交付税への依存の引き下げ、効率的で小さな政府の実現を望ましい改革の姿として掲げ、そのために、国庫補助負担金について平成 18 年度までにおおむね 4 兆円を目途に廃止・縮減等の改革を行う、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものは 8 割程度を目安に税源移譲し義務的な事業については全額移譲する、地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことで地方交付税総額を抑制し財政保障機能を縮小していく、との方針が示された。こうした方針のもと、平成 16 年度においては、以下のような改革がなされた。

#### (4) 平成 16 年度における改革

##### ① 補助金の削減

補助金は、国から用途を特定されて地方公共団体に支出されるものなので、それを通じて地方公共団体は国のコントロール下に置かれる形になっている。したがって、補助金を削減することは、地方分権の実現には不可欠な措置である。平成 16 年度予算では 1 兆 300 億円の補助金が削減された。内容は以下の通りである。

##### (i) 奨励的補助金の削減

奨励的補助金とは、国が地方にある政策を奨励し国の政策を推進する目的で支払う補助金のことである。よって地方が国の関与を大きく受けることになり、地方分権を推進するにあたっては望ましくない補助金である。そのため、まずはじめに削減すべきであると考えられてきた。平成 16 年度予算では、約 2639 億円の削減（対前年度比 12.7%減）となった。

##### (ii) 公共事業関係の補助金

公共事業関係の補助金は、約 4527 億円削減された。これは少額補助金の見直しと廃止や採択基準の引き上げ等によって行われた。その一方で、総合的にまちづくりを行うための「まちづくり交付金」1330 億円が新設されている。

なお、奨励的補助金にも、公共事業関連の補助金が含まれているので、重複分を考慮すると、奨励的補助金と公共事業関係補助金の削減の合計金額は、約 5500 億円となる。

##### (iii) 義務教育費国庫負担金

現在、公立小中学校教職員の給与は、その半分を国庫支出金で賄っている。平成 16 年度予算では、総額 2.5 兆円の義務教育費国庫負担金のうち、教職員退職手当と児童手当分の合計 2309 億円を一般財源化することで決着した。しかし、今後退職者の増加によって地方の負担が増えるだけで裁量の拡大にはつながらないという地方自治体からの反発を受け、補助金の縮減分については、税源移譲予定特例交付金が暫定措置として交付されることになった。義務教育費国庫負担金の本体部分については、中央教育審議会等での議論に持ち越された。

#### (iv) その他の補助金

児童保護費等国庫負担金のうち、公立保育所運営費が一般財源化された。生活保護費国庫負担金については、地方自治体と協議したうえで、平成 17 年度に見直されることとなった。その他、介護保険事務費交付金などの 21 事業については、引き続き地方が主体的に実施する必要がある事業として一般財源化された。

### ②補助金削減に対する財源措置

補助金をただ削減するだけでは、その分地方の負担が増えるだけである。そこで必要となるのが国から地方への税源移譲である。しかし、どの税源をどの程度移譲するかについては別途議論が必要となる。そこで本格的な税源移譲が行われるまで、削減された補助金に対する財源措置がとられる。

#### (i) 所得譲与税

所得譲与税は、所得税から住民税への本格的な税源移譲が行われるまでの間の暫定措置として平成 16 年度から新設された、国税の一部を地方に配分する地方譲与税である。都道府県分と市町村分に折半され、各団体の人口比に応じて配分される。総額は 4249 億円。

#### (ii) 税源移譲予定交付金

前述のように義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当の一般財源化にともなって、本格的な税源移譲が行われるまでの財源措置として交付される特例交付金である。その総額は 2309 億円である。

### ③地方交付税改革

#### (i) 総額の抑制

平成 16 年度予算での一般会計ベース（入口ベース）での地方交付税の金額は、5 年ぶりに削減され 15.4 兆円（前年度比 1 兆円減（6.1%減））となった。一方、入口ベースの金額に、交付税特別会計からの借入金等を加算した地方への支払ベース（出口ベース）での金額は、3 年連続で削減され 16.9 兆円（前年度比 1.3 兆円減（6.5%減））となった。これは地方財政計画の歳出削減により総額の抑制をおこなったことによる。

#### (ii) 地方財政対策（財源不足の補填）

平成 16 年度の地方財源の不足額は約 10.2 兆円であり、そのうち約 6 兆円は地方債の発行で、残る 4.2 兆円は一般会計からの財源で賄われた。地方債の内訳は、財源対策債が約 1.8 兆円、臨時財政対策債が約 4.2 兆円であった。

臨時財政対策債とは、地方財源の不足に対処するための特例地方債であるが、その元利償還金については、全額が後年度地方交付税に算入されることとなっており、実質的には、交付税の支払いを先送りするものである。

#### (5) 16 年度改革の問題点

地方分権に向けた改革は、これまで度々その必要性が指摘されてきたが具体的な改革はなされてこなかった。その意味で、16 年度予算における一連の改革は評価に値するものである。しかし、その内容については様々な問題点が指摘されている。

#### ①補助金の縮減

補助金の縮減については、1兆円という数値目標は達成されたものの、実態は各省庁による数合わせに過ぎず、裁量の余地が少ない補助金が多く地方に移管されることとなったと考えられる。そのため、地方の自主性が実質的に拡大されていない可能性がある。

#### ②地方交付税改革

補助金の1兆円削減には約6500億円の財源措置がなされたが、地方交付税は出口ベースで1.3兆円削減され、地方自治体は厳しい財政運営を迫られた。全国知事会は16年度の都道府県予算の不足額は2兆6000億円にのぼるという試算を発表した。これは国の財政再建だけが先行しており、地方分権に必要な地方独自の財源の確保や裁量の拡大が不十分であることを示している。また、算定基準・方法など現行の交付税制度そのものに踏み込んだ抜本的な改革ではなく、財源保障機能と財政調整機能が今後どうあるべきかについての議論が不十分である。

#### ③地方債の取り扱い

地方債については元利償還費を地方交付税で負担する措置がとられている。これは、16年度改革で地方交付税総額を一旦圧縮したにもかかわらず、それに伴う地方自治体の財源不足額を地方債を用いて埋め合わせ、将来的には地方交付税で補填するというものであり、いわば、交付税措置による借金の先送りにすぎない。

また、そもそも地方債は、地方税収・地方交付税に次ぐ地方自治体の主要な歳入である。しかし、地方債の運営は国の定める地方債計画に基づいておこなわれ、起債にあたっては許可制（18年度からは協議制）がとられており、自治体の自由度は高くない。さらに、国の関与による実質的な債務保証も問題となる。よって、地方債についても抜本的な改革が求められるが、16年度改革では行われていない。

### (6) 基本方針2004と三位一体改革の全体像に係る政府・与党合意

#### ①「基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）

(i) 平成17年度および18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容および交付税改革の方向を一体的に盛り込んだ改革の全体像を年内に決定する (ii) 地方公共団体に対して補助金改革の具体案をとりまとめるよう要請する

これに基づいて、地方六団体からは、8月に改革案が提出され、政府と地方との協議の結果、11月26日に18年度までの三位一体改革の全体像に係る政府・与党合意が作成された。

#### ②18年度までの三位一体改革の全体像に係る政府・与党合意

(i) 税源移譲についておおむね3兆円を目指す

(ii) この税源移譲は所得税から個人住民税への移譲によって実現する

(iii) 地方交付税について、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税・地方税などの一般財源の総額を確保する

(iv) 2010年代初頭の基礎的財政黒字化を目指して、国・地方双方が納得できる形で歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化・透明化を進める

(v) 地方財政計画の計画と決算との乖離を是正し、適正計上を行った上で中期地方財政ビジョンを策定する

これらの合意に基づき、平成17年度予算において次のような改革がなされた。

### (7) 平成17年度における改革

平成17年度予算については、三位一体改革の全体像に係る政府・与党合意を反映し、以下の取り組みを実施している。

#### ①補助金改革と税源移譲

補助金改革については、税源移譲に結びつく改革・地方の裁量度を高め自主性を拡大する改革・国と地方を通じた行政のスリム化の改革といった3つの柱に基づいて改革を行い、計1兆7681億円の改革が実施されている。

## (i) 税源移譲に結びつく改革

- ・ 暫定措置としての義務教育費国庫負担金の減額 (4250 億円)
- ・ 国民健康保険国庫負担の一部の一般財源化 (5449 億円)
- ・ 養護老人ホーム等保護費負担金の一般財源化 (567 億円)
- ・ 公営住宅家賃対策等補助の一般財源化 (320 億円)

等によって、約 1 兆 1239 億円分の改革が実施されている。なお、これに伴う暫定措置として義務教育費国庫負担金の減額分に対する税源移譲予定特例交付金 (4250 億円) が交付され、その他の部分については所得譲与税 (6910 億円) による税源移譲が行われた。

## (ii) 地方の裁量度を高め自主性を拡大する改革

類似する事業の補助金については省庁の枠を超えて一般化する地域再生基盤強化交付金 (810 億円) の創設など、計 3430 億円の改革が実施されている。また、まちづくり交付金を増額 (600 億円) し、介護・福祉などの分野においても交付金化を進めている。

## (iii) 行政のスリム化の改革

不要・不急な事業を廃止・縮減することで 3011 億円の削減を実施することとされている。特に公共事業関係の補助金については、2515 億円の廃止・縮減を行っているが、これは建設国債発行対象経費であり税源移譲すべき財源がないこと等を考慮したためである。

## ② 地方交付税の改革

平成 16 年度に引き続き一般会計での地方交付税額の総額の抑制 (前年度比 -8177 億円、-5.3%) が行われた。その一方で平成 16 年度では 3 年連続の削減となった地方に配分される地方交付税の総額については、平成 16 年度と同規模を維持することとされ (前年度比 +177 億円、+0.1%)、削減は行われず、地方の厳しい財政状況に配慮した形となった。

## (8) 地方分権に向けての課題

我々は、地方が自らの財源で財政運営を行い、国からの補助金に頼ることなく自己決定・自己責任のもとで行政を行うのが望ましい地方分権の姿だと考える。住民により近い位置にある地方自治体が地域のニーズに合った自主的な行政を行うことで、多彩で活力ある地域社会が構築され、効率的な資源配分が実現されると考えるからである。

しかしながら、現在の三位一体改革では、我々の考える地方分権を達成するには不十分である。国庫支出金改革においては支出金の削減、地方交付税改革においては総額の抑制と財源保障機能の縮小が基本方針としてあり、16・17 年度の改革もそれに沿ったものとなっているが、いずれも制度自体の根本的な改革とは言えず、地方が国のコントロールから自立するには至っていない。また、国庫支出金・地方交付税制度は、地方の自主的な財源確保への努力を阻害し、モラル・ハザードを引き起こして非効率な行政につながる可能性がある。よって、地方の自主性・効率性の確保し地方分権を実現するには、国庫支出金・地方交付税両制度の制度自体を対象とした抜本的な改革が課題となる。なお、地方交付税の抜本的な改革にあたっては、それが財源保障機能を有していることを考慮し、国が最低限保障すべき行政水準についての共通の認識が必要となる。

また、地方自治体に権限を委譲するにあたっては、自主財源である地方税の割合を増やす必要がある。よって地方が自主的に財源を確保できるように、税源移譲や地方の課税自主権の拡大をどのように行っていくかが課題となる。

加えて、三位一体改革では直接触れられていないが、地方の主要な歳入のひとつである地方債についても、国の関与を排除し地方の自主性・効率性が確保されるような抜本的な改革を行い、地方財政全般を地方分権の理念に沿ったものにしていくことも課題として挙げられる。

## 第2章 地方税について

本章では、われわれの考える地方分権にふさわしい税目を考えるために、地方税の現状を把握し、日本と諸外国との比較を行う。

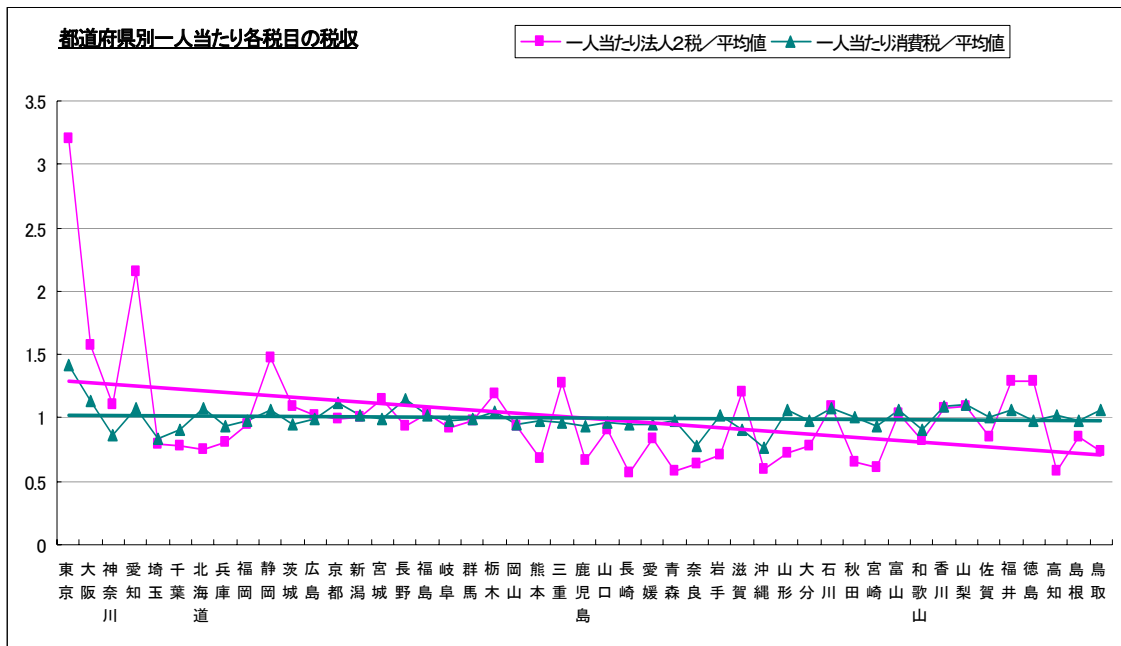
### 第1節 主要税目の特徴

地方税税源移譲をする際に問題になることは、地方税の税目である。行政の方針に合う税目を選択しなければ、行政運営に支障が生じる。

まずは、主要課税ベースとして上げられる税について、その特徴を述べたい。現在の主要課税ベースは各国を比較してもあまりかわりがなく、資産課税・個人所得課税・法人所得課税・消費課税の4種類である。(なお、諸外国の地方税の税目については後述) よってここではその4種類の税目をとりあげる。

各税目の特徴は下の表にまとめた。

地方税目	税源	受益と負担の明確さ	景気の影響の受けにくさ	財源の偏在(下図参照)
資産	固定資産などの資産	◎	◎	—
個人所得	個人の所得	○	△	△
法人所得	法人の経常利益	×	×	×
消費	個人や法人の消費=購入	○	○	◎



(資料) 総務省 平成15年度都道府県決算カードにより作成

受益と負担の明確さは、地理的な特定の容易な資産が高く、次に個人所得と消費、そして選挙権の無い法人に課せられる法人所得が最も低い。

景気の影響の受けにくさは資産が高く、順に消費、個人所得、法人所得である。

主要税目の都道府県別の税収格差（1人あたり）は上図のようになっている。上図は都道府県を左から人口の多い順の並べたものだが、人口に応じて一人当たりの法人2税は減少していることがわかる。しかし消費税は人口には関係なくほぼ横ばいである。このことから消費税は税源の偏在が少なく、法人2税は税源の偏在が大きいことがいえる。

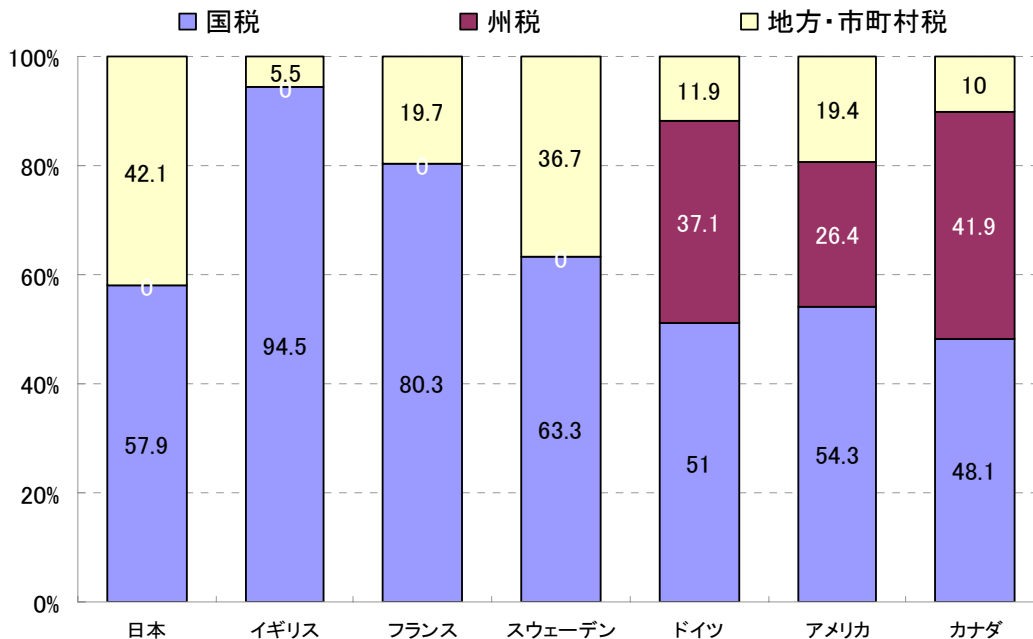
## 第2節 諸外国との比較

次に、諸外国の事例を取り上げることで、日本の地方税税目はどのようにすべきかの参考に、そして現在の日本のそれと比較することで日本の特徴を把握したい。なお、今回は、単一国家型（イギリス、フランス）、北欧型（スウェーデン）、連邦国家型（ドイツ、アメリカ、カナダ）の6カ国を参考にしました。

### （1）総税収に占める地方税の割合

まず、総税収に占める地方税の割合を比較する（図表1）。単一国家（図表1左側の4カ国）の中では日本が42.1%と最大になっている。以下スウェーデン、フランス、イギリスの順に小さくなっている。連邦政府の場合は、州税と地方・市町村税を合わせた地方税は3カ国ともに50%程度である。全体的には単一国家より連邦国家のほうが地方税の割合が高い。

図表1. 全収入に占める州・地方税収の割合

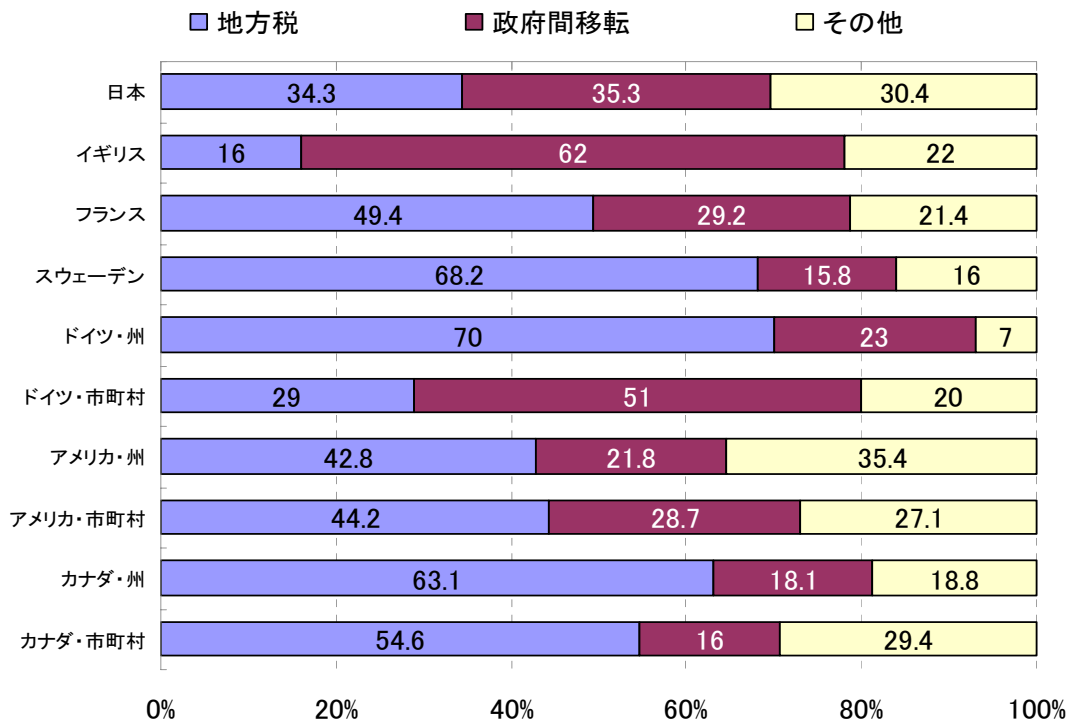


(資料) みずほ政策インサイト (2004年11月発行) より引用

## (2) 地方歳入総額に占める地方税収の割合

続いて、地方歳入に占める地方税収の割合を比較する(図表2)。単一国家(図表2の上4カ国)の中ではスウェーデンが68.2%で最大になっている。以下フランス、日本、イギリスの順に小さくなっている。連邦国家を見ると、州と市町村でばらつきが見られる。州の場合はドイツの70.0%を最大にカナダ63.1%、アメリカ42.8%と高め、市町村の場合はカナダの54.6%を最大にアメリカ44.2%、ドイツ29.0%と州ほど高くはないが単一国家と比べると高めである。全体としては連邦国家(特に州)とスウェーデンにおいて割合が高く、その他の単一国家では割合は低めである。

図表2. 地方歳入の内訳



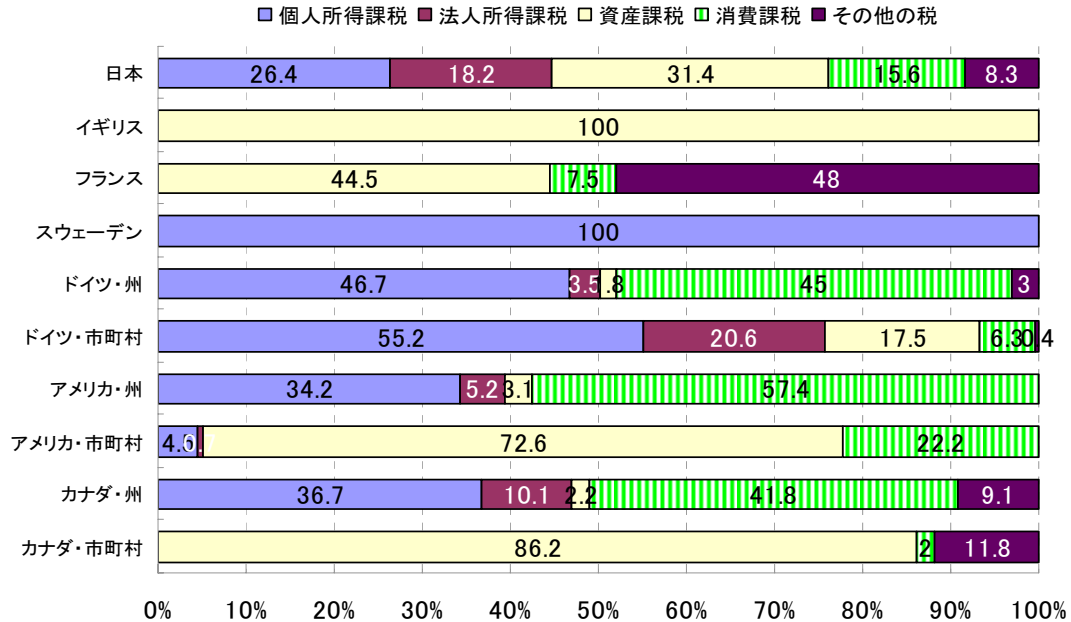
(資料) みずほ政策インサイト (2004年11月発行) より引用

## (3) 地方税の税目の内訳

次に、地方税の税目を比較する(図表3)。ここでは前述の主要4税目について見る。単一国家では、イギリスとフランスの地方税は資産課税中心となっている(英100%、仏44.5+職業税)。スウェーデンの地方税は個人所得課税が100%である。日本の地方税には中心的な税目というものは無く、主要4税目を網羅している。最大なのは資産課税31.4%だが、個人消費課税26.4%、法人所得課税18.2%、消費課税15.6%でバランスが取れているといえる。連邦国家をみると、州と市町村でばらつきが見られる。州は個人所得課税(35~45%程度)と消費課税(40~60%程度)の割合が大きく、市町村はアメリカとカナダでは資産課税の割合が大きく(米72.6%、加86.2%)、ドイツでは個人所得課税(55.2%)が中心になっている。全体としてはイギリス、フランス、連邦国家の市町村は資産課税中心に、スウェーデンは個人所得課税中心に、連邦国家の

州は個人所得課税と消費課税中心に、そして日本は中心的な税は無く、主要4税目をバランスよく用いている。

図表3. 課税ベース別地方税の内訳



(資料) みずほ政策インサイト (2004年11月発行) より引用

(注) フランスのその他48%の大部分は「職業税」という事業用固定資産などに課せられる税

#### (4) 各国の地方税についてのまとめと考察

##### ■ 単一国家型

フランスやイギリスのような単一国家では、総税収に占める地方税収の割合は小さく、地方歳入に占める地方税の割合も小さい。単一国家では国に意志決定権があり、地方の独自財源はあまり必要ではないために独自財源の割合が小さいと考えられる。また、税目は資産課税中心で、好景気による税収の増加は見込めないが、不況時にもそれほど税収は落ち込まない。これは基礎的なサービスのみを行うという単一国家の地方団体の性質に合っている。

##### ■ 北欧型

スウェーデンでは、総税収に占める地方税収の割合自治体の割合が比較的高く、地方歳入に占める地方税州の割合も高い。北欧諸国では自治体の業務が大きいため独自財源の割合が比較的大きいと考えられる。また、税目は個人所得課税のみで、好景気による税収の増加が見込まれる。これは地方自治体の業務規模の大きいスウェーデンのような北欧諸国に合っている。

##### ■ 連邦国家型

アメリカ、カナダ、ドイツのような連邦国家では、総税収に占める地方税収の割合が高く、地方歳入に占める地方税の割合も比較的高い。連邦国家では州がひとつの国家としての機能をはた

しているために独自財源の割合が大きいと考えられる。また、税目は州では個人所得課税と消費課税が中心で、市町村では資産課税が中心である。州の場合の税収は安定性と伸張性の2つのバランスがよくなければならないため、安定的な消費課税と伸張性のある個人所得課税を組み合わせる方式は連邦国家に合っている。市町村の場合は単一国家の地方政府と同様に基礎的なサービスを提供するという点から、安定的な資産課税を用いることは連邦政府の市町村に合っている。

#### ■ 日本

日本は総税収に占める地方税収の割合が高く、地方歳入に占める地方税の割合は比較的低い。他の国とは違い、この2つにギャップが生じる理由として、地方歳入のその他に含まれる地方債の割合が高いためだと考えられる。（ここでは地方税について考えたいので、地方債については後で触れる。）また、税目は個人所得、法人所得、資産、消費課税がバランスよく配分されている。このような税収構造によりそれぞれの税目の長所短所が補完される形となっている。また景気の変動を受けやすい法人所得課税を地方税の主要税目としているのは日本だけである。

### 第3節 地方分権改革に向けて

今後私たちの目指す地方分権のために税源移譲などの政策を提言するが、その際には今までの議論を踏まえた内容にすべきだと考える。

具体的には、地方政府の業務拡大に伴う自主財源の拡大、課税自主権（新税設立、税率操作権）の拡大または規制廃止、税目の再検討などを行うことで私たちの目指す地方分権につながると考える。

## 第3章 地方税の拡充

地方の財源はその地域の住民自らが負担する地方税であるべきだが、現状分析で述べた通り国と地方の税源配分は平成 17 年度で 47.2 兆円 : 33.3 兆円 = 約 3 : 2 となっているのに対し、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金を国から地方へ交付した後の財源配分の割合は約 2 : 3 と逆転することになる。また国庫補助負担金が国から地方へ交付される財源配分を考慮した最終支出も約 2 : 3 と逆転する。このような地方の歳出と税収のギャップが存在し、その結果地域における受益と負担の関係を損なう結果となっている。そのため税収配分を歳出に見合ったものにし、地方の自主性を高め、住民にとって受益と負担が明確になるようにしなければならない。以下その改革の具体案を述べる。また課税自主権については法定外税の限界と固定資産税の制限税率の廃止について述べる。

### 第1節 税源移譲

#### 1 消費税と法人関係税の交換

地方税はなるべく偏在度の少ない税目であることが望ましい。そこで国に 4%、地方に 1% 配分される消費税と地方税である法人住民税・事業税の税収格差を比較してみる。結果は第 2 章第 1 節の図（13 ページ下段）のようになる。

図が示すとおり、消費税は地域間の人口一人当たり税収の格差が少ない。また課税ベースとしての消費は急激な増減を示すことは無く、変動が小さいため安定性に優れるものである。つまり消費税は安定的でかつ偏在性の少ない優れた税であるといえる。このような消費税が現在 1% しか地方に配分されていないという現状は改めなくてはならない。その一方で法人住民税・事業税は都市部に集中し地域間の税収の格差が大きいことが分かる。また地方税が住民へのサービス供給を中心とする財源であることを考えると法人課税はあまり望ましいとはいえない。

そこで我々は偏在度の小さい消費税を全額地方税に、偏在度の大きい法人住民税・事業税を全額国税にすることを提言する。この税目交換により税収格差を減少させるとともに 3 兆円が税源移譲されることとなる。

#### 2 個人住民税の 15%フラット化

個人住民税は課税ベースの給与所得が安定的に推移しており安定性のある税である。そのため地方の基幹税目としてさらに充実を図る必要がある。また税率をフラット化することで地方税にふさわしい応益課税の性格を明確にするとともに、地域間税収格差を減少させることが可能になる。

そこで 15%フラット化による 8.6 兆円の所得税からの税源移譲を提言する。政府の三位一体改革では 10%フラット化による 3 兆円の税源移譲が検討されているが、地方の自主財源の拡充には不十分であると我々は考える。

また重要な点はこれまで国の景気対策によって住民税減税が繰り返し行われてきたことである。こうした減税は地方財政悪化の一因となっており、国の政策に地方の税収が影響されないよ

うにしなくてはならない。国の関与を廃して景気対策の減税と住民税を切り離すことが必要である。

以上計 11.6 兆円の税源移譲を行うことにより国と地方の税源配分を 2:3 に適正化し、税源の偏在性が少なくかつ安定した税収が確保できる地方税体系を構築する。このような改革により地方の自主財源を拡充するとともに住民の受益と負担の関係を明確化し、効率的な資源配分が可能になると我々は考える。

## 第2節 課税自主権

現在の地方税制で地方が独自性を出すことができるのは超過課税の実施、法定外普通税・目的税の設定である。超過課税とは国が定める標準税率を超えて課税することで現在法人関係の税を中心に行われている。法定外税については平成 12 年に法定外普通税の導入について許可制から同意を要する協議制に改められるとともに、法定外目的税が創設されている。地方が自ら税収を確保するためにはこうした課税自主権の活用が考えられる。

しかしながら法定外税には河口湖の遊漁税や東京都のホテル税のように地域外の住民に課税するものがある。遊漁税の場合、その税収は河口湖周辺の施設の維持・管理に使われるとされ受益者と負担者の関係が明確である。しかし仮に地域内の高水準の公共サービスを実現するために、その財源を地域外に求める税が導入されるならばこれは租税輸出であり問題である。さらにすでに所得、消費、資産の各課税ベースで 50 近い税目があり、その「隙間」を見つけ出しある程度の税収をあげることは困難である。以上の理由により、法定外税は環境問題などの政策手段としては有効であっても税収確保の手段としてはあまり期待出来ないと思われる。

このため課税自主権の活用は税率の自主性を中心にするべきであると我々は考える。そしてその対象としてもっともふさわしいのが固定資産税である。地域内の一部を利用して経済活動を行うのであるから土地・家屋に課税することは応益原則に適合しており、また税源である土地は移転しないため税収確保が容易であるためである。よって現在の制限税率 2.1% を廃止することが必要である。

## 第4章 新たな財源保障制度の導入

地方分権を考える上で避けて通ることのできない問題が地方交付税制度である。「三位一体の改革」においては国庫補助負担金の廃止・縮減の規模・内容や税源移譲の規模については議論されたものの、地方交付税改革は抜本的な改革に至っていない。国と地方との格差である垂直的財政力格差と地方同士の格差である水平的財政力格差を埋め合わせることを目的とするこの制度は過剰な財源保障、財政力平準化を招き地方の自立を阻害している可能性があると考えられる。ここでは国の役割を、日本国民としての最低限のサービスが供給されることを保障するものとして、ナショナル・ミニマムのみ保障する新たな財源保障制度の導入を提言する。

### 第1節 財源保障と財政調整

地方交付税の機能を細かくみると地域間の財政力格差を緩和する財政調整機能と地方の収支不足を補填する財源保障機能がある。そして地方財政の調整方法としては主に次の4種類のタイプが挙げられる。

- ①財源保障と財政保障を一体として行う（現行制度）
- ②行政サービスの内容・水準に国が関与するような義務的経費についてのみ地方交付税等で関与する方式（財源保障縮小型）
- ③財源保障機能を持たず、財政調整だけを行う方式（自立・調整型）
- ④国が財源補償を行わず地方の自主的決定に任せる方式（完全自立型）

#### ①現行制度

歳入	歳出
地方税	(単独事業) 一般歳出
交付税 (財源保障・財政調整)	(補助事業)
国庫補助・負担金	
地方債	公債費

現行の地方交付税制度は、基準財政需要と基準財政収入の差を配分することにより、財政力の弱い団体にも標準的行政に必要な財源を保障しており、財源保障と財政調整を兼ね備える。国の多大な関与により地方歳出のうち財源保障される範囲は大きい。課税自主権の活用は限定的である。

②財源保障縮小型

歳入	歳出
地方税 (含 課税自主権)	一般歳出
地方債	公債費

---

地方税	一般歳出
交付税 (財源保障・財政調整)	
国庫負担金	公債費
地方債	

上部は地方が自主的に決定する部分であり、下部は国が関与する部分である。行政サービスの内容・水準に関する国の関与を縮小し、国が財源保障する範囲・水準をそれに応じて縮小する。それ以外の部分では地方が行政サービスを自ら財源を調達して行う。

③自立・調整型

歳入	歳出
地方税 (含 課税自主権)	一般歳出
交付税 (財政調整)	
地方債	公債費

地域の行政サービスは画一的な国の関与を最小限にし、基本的に地方が自主的に決める。歳入面でも地域間の財政力格差を緩和するための一定の財政調整は行うが、地方の収支不足を補填する財源保障は廃止する。地方は財政力の格差調整を受けた上で課税自主権を行使し最終的に自己の歳入を決定し、それに応じた行政サービスを提供する。その結果生じる地域間の行政サービスの内容・水準の違いは是認する。

④完全自立型

地方税 (含 課税自主権)	一般歳出
地方債	公債費

地方は歳出（行政サービスの内容・水準）も歳入（財源調達の方法）も自主的に決められる。国と地方の役割分担を明確にし、国の関与は原則廃止する。補助金や交付税など国からの財源移転も原則廃止し、地方は行政サービスの提供にかかる費用を課税自主権も活用して自ら調達する。この結果、行政サービスの内容・水準に地域間で大きな違いが生じるとともに地方を通じた国の施策の実施はできなくなるがこれを是認する。

（出所）『地方財政データブック』

以上の中で国の関与を廃したタイプ④の考えに基づき、財政調整機能について国が関与せず、地方公共団体間で協力して地方の財政を支えようとするのが地方分権改革推進会議において提案された地方共同税（仮称）である。これは地方公共団体間における水平的財政調整を導入したもので、財政調整を国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合（法定率分）を財源として行う現行方式から地方税をプールして地方公共団体間で調整する方式へ変更するものである。税の配分としては人口を指標として地方共同税を含む地方税収の人口一人当たり平均を算出し、平均に満たない地方公共団体に平均に達するまで配分するとする方法である。この制度では税の算出において明確で簡素なフォーミュラーが用いられている点が評価できる。しかし現行の地方交付税制度からそのまま移行する場合は調整機能を行う主体が国から地方に変わっただけであり、「足りなければ補助してもらおう」という制度上のモラル・ハザードの発生を抑制できず、地方交付税制度の問題点を解決するには至らないと思われる。

## 第2節 ナショナル・ミニマムのみの 財源保障制度

ではどのような制度が望ましいと我々は考えるか。それは地方交付税、国庫補助負担金を廃止した上で

- ①財源は国税とする
  - ②財源保障機能のみを有する
  - ③保障の範囲はナショナル・ミニマムに限る
- という特徴をもつものである。

地方分権といえども日本国民としての最低限のサービスの供給はどこにおいても保障されるべきであり、その役割を担うのは国の責任であり地方の責任ではない。ナショナル・ミニマムの基準は地方が担う場合、社会的にみて過少供給となり国全体として悪影響が生じる可能性も考えられるので国が全国一律で定める必要がある。そのため交付税制度は国が関与するべきである。

また現行制度のように財政調整と財源保障が混在した状態ではどの部分までが国の責任なのかが曖昧である。用途を限った財源保障機能のみとすることで交付税の目的を明確にする。さらに分権化は国の画一的な方針ではなく地方のニーズを重視すべきものであるから保障は国の定めるナショナル・ミニマムに限り、それを超えるサービスの部分については各地方が自主財源を用いて行えばよい。自主財源であるからどの様に配分するかは地方の自由であり効率的な資源配分の実現が可能になる。

ではどのような項目を国が保障すべきか。ナショナル・ミニマムとは国が最低限保障すべき水準であり、その対象は便益が地域に限定されず全国的、広域的に及ぶものであると考える。そのため新たな財源保障制度では警察費、消防費、社会保障費を対象とする。この財源保障制度の規模は赤井・佐藤・山下(2003)の推計を利用すると現在の地方交付税制度の基準財政需要の項目や国庫補助負担金から16.7兆円程度となる。

教育に関して、政府の三位一体改革において義務教育国庫負担金の行方が大きな焦点になっている。現在の補助金は地方が実際に支出した給与費の半分を保障するものとなっている。義務教育は国の責任であり地方に任せると教育水準の低下につながるという国の主張に対し、地方は独自の教育を行いたいと主張している。教育は住民が高い関心を抱く分野であり我々は教育内容、学級編成などは住民のニーズを反映させるべく地方に任せると考える。地域間競争により教育水準の向上も期待できる。また社会保障については、年金制度や生活保護、児童保護などは全国一律のサービスが提供されることが求められるので国が全額財源保障すべきである。一方保健分野では例えば国の規制で保育園には必ず調理施設を置かなければならないとしているが、現在の食品保存・流通技術の面から必ずしも必要ではないといわれている。こうしたものはもはやナショナル・ミニマムでは無い。このような国による法令や補助金によって義務付けられている設備設置基準、職員配置基準は廃止すべきである。高齢者福祉や児童福祉なども財源保障を縮小し自主財源によって地方のアイデアによる地域間競争を促す方向で考えるべきである。

以上のような政策により、国の役割は最小限に留め、できる限り地方が自主的かつ効率的に、自己決定・自己責任のもとで地域住民のニーズを反映した行政サービスを提供し、その結果効率的な資源配分が実現するような地方財政の形に転換することが必要であると考えられる。

## 第5章 地方債の改革

政府が進める「三位一体」改革には地方債について言及されていない。しかし、我々の考える真の地方分権には地方債改革も不可欠であるとの観点から以下で地方債に関する改革を提言していきたい。地方債改革の目的は二つある。

一つ目は地方公共団体に歳入面における中央依存から脱却させること。

二つ目は各々にコスト意識を高めさせ、より効率的な行政サービスを行わせることである。

その目的を遂行する手段として起債制限を撤廃して、完全に地方公共団体の裁量に任せて地方債を起債・発行出来るようにすることで国の関与を排し、市場原理を働かせることが重要であると考えた。

### 第1節 現状分析

最初に現在の地方債の起債制度を述べる。

現行の制度では、地方債の起債には許可制が採用されている。すなわち、都道府県または政令指定都市が地方債を発行する場合には総務大臣の許可が、市町村が地方債を発行する場合には都道府県知事の許可が、それぞれ必要となっている。したがって、現行の制度の下では、地方自治体は独断で地方債を発行できないことになっている。国が地方債の起債を許可する際に関わる基準には以下のようなものがある。

地方財政法では、原則として地方自治体が財政運営を行ううえで地方債を起すことを禁止している。しかし、但し書きで、地方公営企業（交通事業、水道事業など）・公共施設などの建設事業・出資金および貸出金・災害復旧事業・地方債の借り換えの 5 分野を適債事業として、限定的に地方債の発行を認めている。なお、この 5 分野の事業に関して発行される地方債を建設地方債という。これら以外の事業については、特定目的事業の財源とする場合や地方財政対策における財源不足への対処をする場合などで、特例法を制定しなければ地方債を発行することができない。

また、自治体の財政状態によっては地方債が発行できなくなる場合もある。例えば、実質収支赤字の標準財政規模に対する比率が、都道府県なら 5%、市町村なら 20%以上となる団体や、毎年度の公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率である起債制限比率が、過去 3 年間で平均 20%以上となる地方自治体は地方債の発行を制限される。（厳密に言えば、起債制限比率が 20%を超えると一般単独事業債と厚生福祉施設事業債の発行が認められなくなり、30%を超えると一般事業債の発行が認められなくなる。）その他にも、地方債の元利金の払込みに延滞がある団体・地方税の現年分の徴収率が 90%未満の団体・普通税の税率が地方税法で定めた標準税率未満の団体には、起債の制限や不許可処分が下る。こうした法規定の下で、各地方自治体の起債許可額は、地方債計画としてまとめられる。地方債計画は、起債許可制度に基づいて事業別の起債許可予定額を示すもので、総務省が毎年度策定する地方債発行の年度計画である。このように、地方債の発行は国の厳格な管理の下に置かれ、地方自治体の裁量が働く余地のないものとなっている。

しかし地方分権改革の一環として、起債許可制度は平成 18 年度から事前協議制へ移行することになっている。事前協議制においては、地方債を発行するときや発行条件を変更するときには、都道府県・指定都市の場合は総務大臣と、指定都市を除く市町村では都道府県知事と協議しなければならない。だが総務大臣・都道府県知事との同意が得られなくとも、あらかじめ議会へ報告したうえで地方債の発行および発行条件の変更を行うことができる。すなわち、この制度改革によって地方自治体は最終的に独自の判断で地方債を発行することができるようになる。

次に地方債の引き受け手を資金別に分類すると以下ようになる。

① 政府資金

① - 1 : 財政融資資金

国債の発行で金融市場から調達した資金を原資に財政融資資金として特別会計・地方公共団体・公営企業金融公庫・独立行政法人に配分する資金。

① - 2 : 郵貯資金

郵便貯金として集められたものは大蔵省資金運用部に全額預託することが義務付けられてきた。しかし、財政投融资改革により平成 13 年 4 月から自主運用することに転換した。その一環として、投資された資金。

① - 3 : 簡保資金

郵便貯金と同様に財政投融资改革により、自主運用する際に地方債に投資された資金。

② 公営企業金融公庫資金

公営企業金融公庫は地方公共団体に対し、長期・低利の資金を安定的に供給して住民の福祉の増進に寄与することを目的に創設された。政府保証債を発行して、金融市場から調達し、投資する中で地方債に投資された資金。

③ 民間等資金

③ - 1 : 市場公募資金

金融機関や証券会社を通じて、個人や機関投資家など運用のために投資した資金。

③ - 2 : 縁故資金

銀行や保険会社等を対象とした銀行等縁故債、および地方共済組合等を対象とした共済等縁故債などがある。発行方式には、証券による形式と、証書借入れによる形式がある。

都道府県別の財政状況・資金区分別の地方債現在高と用いて、自主財源率（歳入に占める地方税と地方譲与税の合計の割合）と現在高に占める非民間資金割合との相関関係を検証する。

平成 14 年度の資金区分別地方債現在高 (金額の単位は百万円)

	地方債現在高	政府資金	公庫	非民間資金割合 (%)
北海道	4999714	2251618	259021	50.23
青森県	1283654	661170	77041	57.52
岩手県	1547684	839646	143093	63.50
宮城県	1658093	617246	214092	50.14
秋田県	1222146	614528	67760	55.83
山形県	1185806	641220	113571	63.65
福島県	1253344	766221	80511	67.56
茨城県	2026052	842688	216947	52.30
栃木県	1068376	503655	85654	55.16
群馬県	1034617	487750	97017	56.52
埼玉県	3128789	809392	293051	35.24
千葉県	2646628	694306	226815	34.80

東京都	12980369	2749513	237073	23.01
神奈川県	2857601	616407	201444	28.62
新潟県	2147926	1254952	80991	62.20
富山県	1031638	486464	97596	56.61
石川県	1113626	449660	89451	48.41
福井県	774264	418672	56071	61.32
山梨県	849279	502758	74239	67.94
長野県	1770901	861846	126006	55.78
岐阜県	1308219	638139	67231	53.92
静岡県	2305325	697168	138494	36.25
愛知県	3880095	1045821	252791	33.47
三重県	1070945	602391	121496	67.59
滋賀県	934111	357697	99138	48.91
京都府	1266354	422481	82370	39.87
大阪府	4917460	958105	245034	24.47
兵庫県	4185715	1150865	240116	33.23
奈良県	1033745	418281	145414	54.53
和歌山県	709540	364463	44314	57.61
鳥取県	597988	311810	41644	59.11
島根県	1057317	626555	67629	65.66
岡山県	1245926	519790	178566	56.10
広島県	1913101	843013	141656	51.47
山口県	1136471	640355	125713	67.41
徳島県	926204	491304	45401	57.95
香川県	737360	298111	60152	48.59
愛媛県	942517	442424	54815	52.76
高知県	815687	509456	47248	68.25
福岡県	2223375	817989	92135	40.93
佐賀県	589666	355417	23246	64.22
長崎県	1030890	588757	41275	61.12
熊本県	1360403	873367	66682	69.10
大分県	1030672	494737	63243	54.14
宮崎県	912046	554735	67060	68.18
鹿児島県	1609393	937585	89312	63.81
沖縄県	769884	478344	91856	74.06

(出典：地方債統計年報 平成16年版 非民間資金割合は同書を基に算出。)

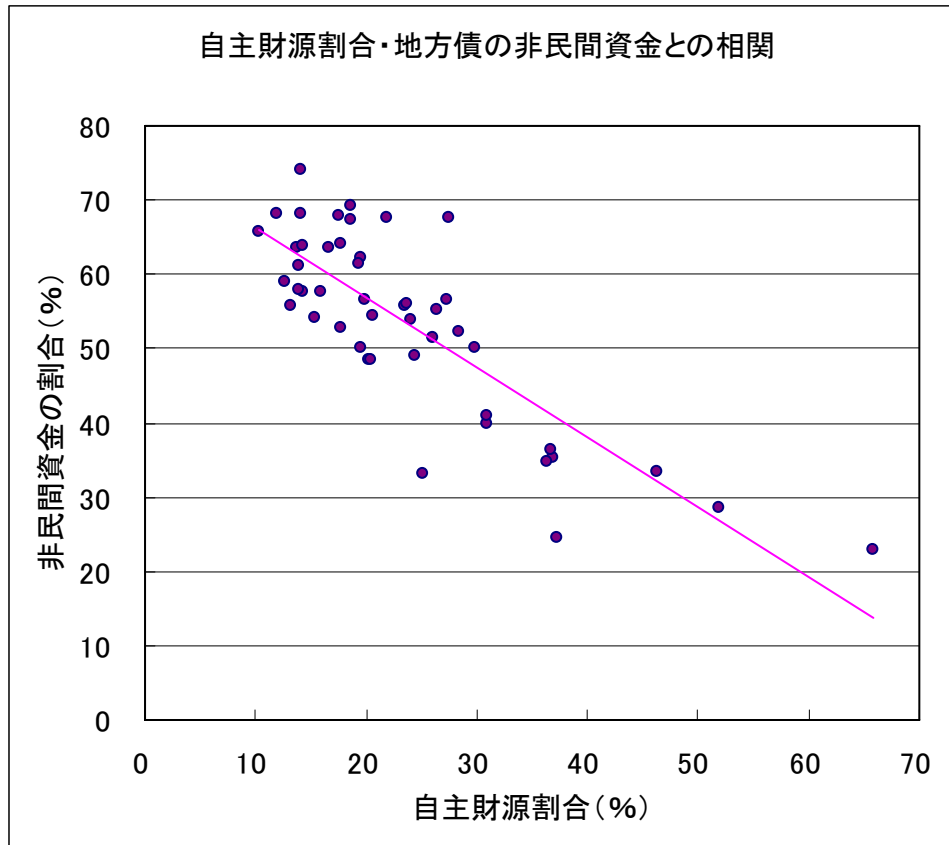
都道府県別の財政状況 (金額の単位は千円)

	歳入総額(A)	地方税(B)	地方譲与税(C)	D=B+C	D/A (%)
北海道	2,928,672,108	558,335,310	12,356,664	570,691,974	19.49
青森県	903,123,539	127,263,907	2,573,316	129,837,223	14.38
岩手県	906,400,286	121,875,845	3,340,956	125,216,801	13.81
宮城県	825,160,280	243,472,528	2,146,597	245,619,125	29.77
秋田県	758,911,562	97,266,679	2,622,299	99,888,978	13.16
山形県	653,207,388	106,477,026	2,774,585	109,251,611	16.73

福島県	982,902,020	210,856,634	4,013,090	214,869,724	21.86
茨城県	1,094,374,108	306,873,003	3,552,006	310,425,009	28.37
栃木県	836,849,564	218,669,482	2,812,401	221,481,883	26.47
群馬県	785,584,344	212,343,828	2,607,387	214,951,215	27.36
埼玉県	1,690,022,352	618,667,484	5,121,027	623,788,511	36.91
千葉県	1,548,538,713	559,272,671	3,703,948	562,976,619	36.36
東京都	6,200,737,886	4,075,330,936	3,049,941	4,078,380,877	65.77
神奈川県	1,711,073,773	884,406,393	2,602,072	887,008,465	51.84
新潟県	1,277,751,297	244,262,166	4,721,049	248,983,215	19.49
富山県	583,883,232	114,211,889	2,054,962	116,266,851	19.91
石川県	635,029,569	126,733,247	1,816,012	128,549,259	20.24
福井県	531,059,485	101,044,397	1,654,715	102,699,112	19.34
山梨県	530,952,079	91,498,420	1,329,847	92,828,267	17.48
長野県	973,402,213	225,350,634	3,700,204	229,050,838	23.53
岐阜県	890,075,061	210,924,710	3,310,560	214,235,270	24.07
静岡県	1,204,986,961	439,358,500	3,752,104	443,110,604	36.77
愛知県	2,173,028,499	999,456,509	4,905,379	1,004,361,888	46.22
三重県	754,044,849	204,251,554	2,732,661	206,984,215	27.45
滋賀県	565,949,504	136,835,922	1,811,774	138,647,696	24.50
京都府	827,723,401	254,206,862	1,675,257	255,882,119	30.91
大阪府	2,710,705,219	1,006,953,687	4,930,416	1,011,884,103	37.33
兵庫県	2,066,253,227	516,069,807	4,259,495	520,329,302	25.18
奈良県	534,001,092	108,647,393	1,540,087	110,187,480	20.63
和歌山県	559,521,618	87,707,711	1,804,867	89,512,578	16.00
鳥取県	447,683,118	55,021,544	1,600,287	56,621,831	12.65
島根県	669,235,003	67,212,947	2,257,458	69,470,405	10.38
岡山県	777,961,992	181,614,763	3,089,116	184,703,879	23.74
広島県	1,076,672,156	278,301,676	3,004,730	281,306,406	26.13
山口県	792,636,347	145,330,182	2,685,426	148,015,608	18.67
徳島県	597,707,901	82,054,338	1,696,739	83,751,077	14.01
香川県	512,923,102	103,120,295	1,458,719	104,579,014	20.39
愛媛県	735,400,654	127,647,130	2,664,020	130,311,150	17.72
高知県	567,132,593	65,260,178	2,175,479	67,435,657	11.89
福岡県	1,537,179,427	472,518,695	3,751,555	476,270,250	30.98
佐賀県	469,366,305	81,599,206	1,312,072	82,911,278	17.66
長崎県	801,284,571	110,001,610	1,862,269	111,863,879	13.96
熊本県	826,495,344	150,950,792	2,906,269	153,857,061	18.62
大分県	684,801,744	102,561,714	2,441,715	105,003,429	15.33
宮崎県	671,610,181	92,685,235	2,385,734	95,070,969	14.16
鹿児島県	993,629,536	139,055,592	3,254,327	142,309,919	14.32
沖縄県	658,558,164	92,669,292	676,773	93,346,065	14.17

(出典：総務省 平成 14 年度都道府県別歳入内訳 自主財源率はデータを基に算出。)

注) 地方の自主財源には地方税・地方譲与税の他にも、手数料収入・財産収入・雑収入等があるが、今回は簡単化のため地方税・地方譲与税に絞って考えた。



グラフから分かるように自主財源が少ない都道府県ほど地方債現在高に占める非民間資金の割合が高いことが分かる。ちなみに回帰分析を行った結果、重相関が 0.823 と強い相関関係が見られた。

自主財源に地方交付税を含まなかった理由として前述以外にも地方債の元利償還費を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入できる制度が挙げられる。後年度の交付税の基準財政需要額への算入には三つの形式がある。

一つ目は、行政項目の公債費に含まれる財源対策費や臨時財政対策債は本来交付税で手当てするはずだった財源を起債で充当して、その元利償還費を交付税で補填する方法。

二つ目は、国の奨励する事業の実績に応じて基準財政需要額に算入する方法。

三つ目は、投資的経費に包括的に算入されるのは許可された地方債の元利償還費のうち、一つ目にも二つ目にも含められなかったものである。(赤井伸郎他 地方交付税の経済学 2004)

## 第2節 政策提言

地方債の「入り口」ベースでは非民間資金割合が半数を超え、「出口」ベースでは地方債の元利償還費を地方交付税の指標の一つとなる基準財政需要額に算入できる。このような現状では地方公共団体が財政面で国に対して依存しており、その結果地方公共団体に受益と負担の規律が働かず、真の地方分権が達成できないと考えられる。

以上のような現状分析を踏まえた上で地方債に関する政策提言を行なっていきたい。

政策提言は二つの構成から成る。

一つ目は、地方債の元利償還費を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入できる制度の廃止である。

二つ目は、起債制限を撤廃して、完全に地方公共団体の裁量に任せて地方債を起債・発行出来るようにすることである。

まず、一つ目の元利償還費の基準財政需要額への算入できる制度は地方公共団体に対して、行政サービスを行うときに全て自主財源で行った場合と比べて必要なコストを低くさせる。本来であれば、利払いや償還のための費用は地方債を発行した地方公共団体の税収を当てるのが規範的である。それが出来ないのであれば地方債発行を取りやめたり、さらには事業を取りやめたりするという規律が作用する。この制度は地方公共団体のコスト最小化のインセンティブを阻害して、地域住民には自分たちが納めた税金以上にサービスが享受できることを可能にし、借金をしたのにその返済負担がその地元住民にはないという債務負担の欠如が起こっている。これは受益と負担の関係を損なわせる。結果的に行政への監視の弛緩し、地方公共団体は行政サービスのコスト最小化への努力を怠ることになる。

受益と負担の関係を損なわせ、地方公共団体に非効率な行政サービスを行わせることは我々が考える真の地方分権の達成を阻害する。そのような制度は廃止して、地方公共団体にはコスト最小化・地域住民には受益と負担の意識の向上による行政に対する監視の強化させることが必要である。これにより、地方債の「出口」ベースにおける国に対しての依存から脱却できると考える。

次に各々の地方公共団体の裁量で機動的に地方債を起債できるようにすることに関して述べる。

2002年度まで市場公募債は一部の都道府県と政令指定都市だけが発行していた。2002年度から2テーブル方式を導入している。それまで財務状況に差がある各地方公共団体の市場公募債の利率条件は全て統一されていたが、この制度の導入により東京都とその他の団体で条件を分けて発行できるようになった。しかし、制度化された当初は利率に格差が発生していたが、半年後には利率格差がなくなった。

債券は主として財務状況の良し悪しが信用リスクを左右し、その結果利率を左右する。地方公共団体の財務状況に格差があるはずなのに地方債の利率には格差がないのは、国の救済により、市場がデフォルトの可能性がないとの憶測が事前に組み込まれていることが原因と考えられる。2006年度から起債制度が許可制から事前協議制に移行する。しかし、地方債に国の保証がないことを強く伝える観点から国の関与を排し、地方債を一つの金融商品として、市場原理を働かせることが目的を遂行する手段として適当である。

また、地方公共団体に完全裁量で起債できるようにすることで国の起債制限が完全に撤廃されると地方公共団体の裁量で起債できる反面各々の財政状況によって発行条件、殊に利回りに格差が生じてくる。その場合、地方公共団体の償還能力を明らかにする判断材料を投資家に提供することが求められる。

現在の公会計では、実際に現金支払いや受け取りがあった際に収入や支出が認識される現金主義会計が採用されている。議会が予算の適正・確実な執行を統制するための手段として、現金の収受が持つ客観性・確定性に重点を置いているためである。しかし、公会計に現金主義会計を用いる際に実際の財務状況と異なり、外部からは判断しにくいという問題点がある。

例えば、設備・機械等の年月と共に劣化し、資産価値が減少する資産に対して財務会計では減価償却の概念が存在し、毎年費用計上するが公会計には存在しないので百年経ってもその資産の簿価は初年度と同じである。また、財務会計では売掛金・買掛金勘定が存在し、取引があった期に、revenue・expenseとして計上する。しかし、公会計には存在しないため、仮に多額の資産を買掛金で購入してもその期には歳出として認識されない。そもそも、債券を負債計上ではなく歳入として計上している。

以上のような財務会計からの乖離により市民・投資家に対する説明責任の達成は極めて難しく財務内容の十分なディスクロージャーも出来ない。

そこで地方債を起債する地方公共団体には公会計と並行して発生主義会計を導入し、財務諸表・キャッシュフロー計算書を作成・開示することを義務付けさせることが重要である。

これにより、償還能力を含む地方公共団体の財務状況を投資家に提供することが可能になり、民間資金割合を増加させることによって、地方債の「入り口」ベースにおける国への依存を削減することが可能になる。また、それらを導入することにより地方公共団体が行う事業に対するコストも明確になり、効率的な行政サービスの遂行の一翼を担うことが出来る。

このように、元利償還費の基準財政需要額への算入を廃止することで、地方公共団体にはコスト最小化・地域住民には受益と負担の意識の向上による行政に対する監視の強化、を意識させることができ、これにより地方債の「出口」ベースにおける国に対しての依存から脱却できると考える。

地方公共団体の完全裁量で起債できるようにすることで起債に際して国の関与を排すると同時に、国の保証がないことをマーケットに強く伝え、地方公共団体に財務的規律付けを促し、効率的な行政サービスを履行させることが可能になる。

地方債を起債する地方公共団体には公会計と並行して発生主義会計を導入し、財務諸表・キャッシュフロー計算書を作成・開示することを義務付けさせることによって、償還能力を含む地方公共団体の財務状況を投資家に提供することが可能になり、民間資金割合を増加させることによって、地方債の「入り口」ベースにおける国への依存を削減することが可能になる。

地方自治体が完全裁量で地方債を発行する制度を採用するならば、当然に財政が破綻に追い込まれる自治体が出てくることを想定しておかなくてはならない。すなわち、破綻した地方自治体の財政再建システムをあらかじめ構築しておく必要がある。

現在、わが国には地方財政再建促進特別措置法を準用した仕組みが存在する。地方公共団体は決算において、実質収支で赤字比率が20%（都道府県は5%）を超えた場合、新規の起債が制限される。地方公共団体の財政運営上、新規地方債の発行が出来ないと、実際には予算が立てられない状況になるため、準用団体として、再建法に基づき、同法を準用して財政再建を選択することになる。これは議会の議決を経た後の申請に基づく制度であり、国から突然指定されるものではない。同法に基づき、総務大臣に再建計画（おおむね7年度以内）を提出し、承認を受けた後、国の監督下に置かれながら再建を行うことになる。この場合、起債は可能となる。（「地方債の信用力」農林中金総合研究所）

ただし、この制度には次のような問題点もある。まず、地方債に関するリスクジュールや減額などを伴う債務調整についての規定が存在しない。また、申請を行わないと起債制限を受けるため、これを緩和してもらうべく申請するという動機付けが自治体側にはたらく。確かに指定後の財政再建計画の実施において、歳出削減や歳入の増加の努力を化される点はよいが、地方税の増税を強制されるわけではなく、実態としては、地方交付税などの補助金を使った救済といった側面が強い。（「地方債と破綻処理スキーム」土居丈朗）さらに、このように事前に救済されることが決定していれば、救済をあてにして過大な債務を負うというモラル・ハザードが発生する可能性もある。よって、この制度の下では、地方が国に依存することになり、地方の受益と負担の規律が働かないことになる。

したがって、できる限り地方自治体が自己の責任と負担に基づいて、財政再建を行っていくことができるシステムの構築が必要になる。そのためには、地方自治体の破産を明確に制度化する必要がある。たとえば、アメリカの破産法では、自治体の破産に際して財産整理を行わず、債務免除と支払い繰り延べという手段のみが規定された再建型の債務整理という制度が確立されている。また、債権者手続きが開始されても、管財人は任命されず、自治体事務の継続が可能になっている。このように、地方債の発行主体が破綻しても、発行主体の債務整理が保証される法的な枠組みが用意され、自治体自身の責任による財政再建が可能となっている。

わが国でも地方の裁量に任せて地方債を発行するようにするならば、このように自治体の破綻について明確に制度化し、自治体の財政再建も原則として自治体の責任と負担で行わせることが

必要で、これにより自治体は中央依存から脱却し、受益と負担が明確化され、結果、自治体はコスト意識を高め、より効率的な行政サービスの提供を心がけるようになる。

## 参考文献

## 《先行論文》

赤井伸朗・佐藤主光・山下耕治(2003)『地方交付税の経済学』有斐閣

## 《参考文献》

- 阿部斉・新藤宗幸(1997)『概説 日本の地方自治』東京大学出版会  
 林宏昭(2001)『これからの地方税システム』中央経済社  
 『地方財政』(2002) 地方財務協会編(2002年7月号)  
 『地方財政』(2002) 地方財務協会編(2002年8月号)  
 『地方財政』(2005) 地方財務協会編(2005年8月号)  
 木村収(2001)『地方分権改革と地方税』ぎょうせい  
 神野直彦・伊藤祐一郎編(2002)『どうなる地方税財源 分権委最終報告から見た地方税財源充  
 実の視点』ぎょうせい  
 土居丈朗(2004)『三位一体改革ここが問題だ』東洋経済新報社  
 土居丈朗(2004)『地方分権改革の経済学『三位一体の改革から「四位一体」の改革へ』日本評  
 論社  
 『日本経済新聞』2005年11月1日朝刊「経済教室」  
 「地方財政の三位一体改革の概要と現状」  
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0449.pdf> (2005/11/11 アクセス)  
 「政策構想フォーラム NO.42 地方財政改革への道筋」  
[http://www.skf.gr.jp/no42/no42\\_5.html](http://www.skf.gr.jp/no42/no42_5.html) (2005/11/11 アクセス)  
 「地方分権改革推進会議」  
<http://www8.cao.go.jp/bunken/index.html> (2005/11/11 アクセス)  
 「日本総研 地方分権改革の原点に立ち戻った補助金改革を」  
<http://www.jri.co.jp/JRR/2004/03/op-reform.html> (2005/11/11 アクセス)  
 「三重県の決算における発生主義会計方式について」  
<http://www.pref.mie.jp/yosan/plan/20010500851.pdf> (2005/11/11 アクセス)  
 「電子自治体ポータルサイト」  
<http://premium.nikkeibp.co.jp/e-gov/keyword/2003/key023.shtml> (2005/11/11 アクセス)  
 「発生主義会計の自治体導入に関する新たな視点」  
[http://www.ps.ritsumeai.ac.jp/assoc/policy\\_science/071/07109.pdf](http://www.ps.ritsumeai.ac.jp/assoc/policy_science/071/07109.pdf) (2005/11/11 アクセス)  
 「財務総合政策研究所 地方財政システムの国際比較」  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk050.htm#chihou02> (2005/11/11 アクセス)  
 「地方団体の課税自主権の行使に関する新展開と今後の方向性について」  
[http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a\\_kensyuu/fusanokaze/h13/h13daigakuinnohara.pdf](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a_kensyuu/fusanokaze/h13/h13daigakuinnohara.pdf)  
 (2005/11/11 アクセス)  
 「国・地方の財政調整と税源移譲問題に関する一考察」  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/ron013.pdf> (2005/11/11 アクセス)  
 「地方財政の三位一体の改革について」  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/ron085.pdf> (2005/11/11 アクセス)

## 《データ出典》

木下康司(2005)『図説 日本の財政(平成17年度版)』東洋経済新報社

出井信夫、参議院総務委員会調査室編（2005）『地方財政データブック』学陽書房

「税源移譲のシミュレーションについて」

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/kenkyuukai/33kai/simulation.pdf> (2005/11/11  
アクセス)

「みずほ政策インサイト 地方税の国際比較」

<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/policy-insight/MSI041126.pdf> (2005/1  
1/11 アクセス)

「総務省 平成15年度都道府県決算カード」

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html> (2005/11/11 アクセス)